

理 事 長 報 酬 規 程

社会福祉法人 朋 愛 会

理事長の報酬に関する規程

(総 則)

第一条 社会福祉法人朋愛会の理事長の報酬の支給について必要な事項を定めるものである。

(意 義)

第二条 この規程における報酬とは、業務の対価として支給するものをいう。

(報酬の種類)

第三条 理事長の報酬は、月例報酬とする。

(月例報酬)

第四条 理事長の月例報酬は、次のとおりとする。

理事長 20万円

(支給方法)

第五条 報酬は、職員に対する支給日と同じとする。

(その他)

第六条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

付 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

平成29年6月26日開催 評議員会において承認